

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願ひいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
	局長	現在の出席委員は20名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員20名であり定足数に達しておりますので、これより第3回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に竹内委員、江口委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について	議長	日程第1 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3ページをご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、将来のことを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、将来のことを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、分家住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、アパートにて生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、両親の面倒や農業を手伝うため、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	議長	説明が終了しました。これより、現地確認の報告を岩委員をお願いいたします。
	関山委員	番号1について、現地確認を行った。申請地は新白岡駅まで約600m、東小学校まで200mほどのところに位置しており、集団農地には該当しない。 また、周辺は、宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断したことから、土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	竹内委員	番号2について、20日に現地確認を行った。 申請地は、現在陸田として利用されており、違反等はない。 周辺は集団農地に該当しない。 また、周辺は、宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断したことから、土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	進藤委員	番号3について、18日に現地確認を行った。 申請地は、現在農地として利用されており違反等はない。 また、周辺は、宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断したことから、土地利用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決定します。
午前9時11分 議事終了	議長	議事を終了いたします。
農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回、報告は2件でございます。 番号1から2につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
協議報告事項3 農地法第18条第 6項の規定による 通知について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は1件でございます。 平成28年3月8日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 その他 について	議長	続きまして、協議報告事項3 その他 に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 その他 についてでございますが、 ○農地パトロール結果報告書の提出について ・毎月提出すべき書類。必ず提出していただきたい。
		○遊休農地等利用意向調査の追加調査について 遊休農地調査の意向が不明な方への再調査をお願いしたい。 来月総会時に提出をお願いする。 留守の場合は訪問時間を記録しておいていただきたい。 お手元に配布されている委員の方と配布されていない委員の方がおりますが、同じ地区内（篠津・大山・日勝）で話し合っ ていただき、対応をお願いいたします。
		○農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価（案）及び 活動計画（案）について 来月総会にて審議となります。（例年は3月総会にて審議 し、4月の農事委員会議で回覧をお願いしておりましたが、4 月総会後にインターネット等での公表がなされるため、4月総 会で審議となります。）
		○議事録について 議事録については、インターネット等での公表がなされるた め、譲受人・譲渡人の氏名等は伏せて、議案番号のみで報告い ただきまようお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
		<p>○来月の農地改良現地パトロールについて 現在農地改良がないので、今月はパトロールを中止しておりますが、申請がある場合は再開の連絡をいたします。とりあえず、予定では3/20の週は渡邊委員グループ、3/27の週は岩上委員のグループ、4/3の週は小野田委員のグループ、4/10の週は小竹委員のグループ、4/17の週は大高委員のグループです。</p>
		<p>○来月総会 ・4月25日（月）午前9時 ・議事録署名委員の竹内委員、江口委員（欠席の場合は、大久保委員、江原委員）の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	江原委員	<p>意識調査の提出の期限はいつか</p>
	事務局	<p>来月の総会時に提出をお願いします。</p>
	竹内委員	<p>所有者が市外に在住している場合は</p>
	事務局	<p>確認して、地図等をFAXで送るといったかたちで対応する。</p>
	江原委員	<p>自分の担当する地区と関係のない土地の地図が入っているが</p>
	事務局	<p>所有者の方に、意向を確認するための調査となる。遊休農地の現地でなく、所有者のところへ行って調査していただき</p>
	小野田委員	<p>報告するにあたり地番等を含めないで議案番号で報告となると大まかなくくりでの報告となるがよろしいか</p>
	事務局	<p>乱開発を防ぐためにも、地番は伏せて議案番号で報告していただきたい。</p>
	小野田委員	<p>個人情報保護のために、議案をインターネット公表しないということではできないのか。</p>
	事務局	<p>インターネット公表は法律により義務と定められることとなった。</p>
	小野田委員	<p>個人情報にあたる部分のみを隠して公表することはできないか。報告するにあたり地番は必要な情報である。答弁は結構であるが、考慮していただきたい。</p>
		<p>[質疑なしという声あり]</p>
	議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。</p>
午前9時30分 総会終了	議長	<p>質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。</p>